

## 5. よくあるご質問

### Q 1. 双子を妊娠した場合はどうなりますか？

1回目の支給は妊婦一人当たりの支給ですので5万円となります。また、2回目の支給は胎児一人当たりの支給ですので多胎児の場合は5万円×人数分となります。

例：双子の場合：1回目の支給5万円+2回目の支給5万円×2=15万円支給

### Q 2. 里帰り出産の予定です。その場合はどうなりますか？

本別町に住民票を置いたまま里帰りする場合は、本別町からの支給となります。

### Q 3. 1回目の給付を受けた後に転入・転出する場合、2回目の給付はどうなりますか？

基本的に転出先の市町村からの支給となりますので、転出先の市町村にご相談ください。

本別町に転入された場合は健康管理センター（0156-22-2219）へご相談ください。

### Q 4. 申請から振り込みまでどのくらいかかりますか？

申請内容等を確認し、約1カ月後にご指定の口座に支給します。

支給が決定した場合、決定通知にてお知らせいたします。

### Q 5. 振込口座は誰のものでも良いですか？

振込口座は、法律の規定により、原則妊婦ご本人様名義の口座となります。

### Q 6. 死産や流産の場合でも支給対象になりますか？

医療機関で医師によって胎児の心拍が確認された場合、支給対象となります。

妊娠届を提出していない場合、申請書が送られませんので、健康管理センターにご連絡ください。

ただし、妊娠の継続が実質的に困難な異所性妊娠は、胎児心拍が確認されたとしても対象となりませんのでご了承ください。



妊婦のための支援給付金、妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなど

**本別町健康管理センター（子育て世代包括支援センター）**

〒089-3334 中川郡本別町北6丁目11番地4

電話：0156-22-2219（平日8:30~17:15）

FAX：0156-22-2916

E-mail: kenkok@town.honbetsu.hokkaido.jp

